

〔第13章〕

放射線診療における事故防止マニュアル

病院では医療事故防止マニュアルを整備し、職員に対して医療安全の徹底を行っている。ここでは、病院全体の事故防止マニュアルに掲載する放射線診療における医療事故防止マニュアル例¹²⁶⁾を示す。

1. 医療事故を防止するために職員が遵守しなければならないこと

患者さんの人権を尊重し、守秘義務を遂行すること。

個々の職員が体験したミスの可能性のあったリスク事例、ニアミス事例、ミスした事例は自動的に報告すること。

リスク管理者（医療事故防止責任者、担当者）は、報告されたリスク事例の発生の頻度と結果の重大性・緊急度を優先して分析すること、原因や発生しやすい状況を分析すること、原因を個人としてでなく、システムの問題として分析すること。

分析したリスク事例は、全職員に周知徹底させ、注意を喚起させてリスクの発生予防活動、紛争予防活動、損害予防活動に役立てること。

2. リスク管理者がただちに報告すべき放射線診療におけるリスク事例

医療事故は人、モノ、およびシステムに由来している。人については、医療従事者の安全性に関する意識の欠如、安全管理のための組織的な取り組みの欠如であり、医療従事者に対して研修などを通じて意識を向上させることや、個々の職員がエラーを犯しても事故に発展しないような組織的な取り組みが重要である。モノについては医療機器、医薬品、医療用具などの名称や容器の類似などが関係し、特に製造業者において、医薬品の表示の改良や医療用具の仕様の変更などが必要となる。医療事故はリスク管理者を含めて徹底した防止対策が必要である。

リスク事例によっては、各部門のリスク管理者が職場長を通じて医療事故防止対策部にただちに報告しなければならないものがある。これは、医療事故を予防したり、適切な処理を行うために必要である。

放射線診療部門において次のリスク事例が発生した場合には、ただちに報告すること。

2.1 検査薬剤・造影剤の副作用

ヨード造影剤によるショックなど重篤な副作用が起こった場合。

消化管検査での硫酸バリウムによって大腸狭窄、閉塞が起こった場合。

副交感神経抑制剤を重症心疾患，緑内障，前立腺肥大症の患者さんに注射した場合。

2.2 検査手技による合併症

穿刺部の血腫，血管攣縮，血栓形成をきたした場合。

カテーテルやガイドワイヤで血管を損傷した場合。

造影剤を内膜下に注入した場合。

血栓や異物を注入した場合。

検査中にカテーテルやガイドワイヤを破損した場合。

2.3 機器による外傷

患者さんが放射線機器などと接触，衝突し，損傷を負わせた場合。

患者さんが検査台から落下して損傷を負わせた場合。

透視時の圧迫などによる圧迫損傷があった場合。

ポータブル装置と患者さんが接触，衝突し，損傷を負わせた場合。

装置の器具，補助具などが患者さんの上に落下した場合。

2.4 妊娠時の放射線被ばく

妊婦に胃透視検査，注腸検査，下腹部のX線検査やCT検査を実施した場合。

2.5 MRI装置による事故

ペースメーカを装着した患者さんおよび強磁性体の止血クリップなどを体内に持つ患者さんの検査をした場合。

2.6 患者さんの取り違え検査

患者さんを間違って放射線検査を実施した場合。

2.7 放射線治療による事故

患者さんに重篤な合併症を発症させる過剰照射の恐れのある場合。

患者さんの生命に危険性はないが，合併症をもたらす過剰照射の場合や腫瘍の制御が不能とな

る過小照射の場合、

密封小線源を紛失した場合や密封小線源の取り扱い中に誤って放射線被ばくがあった場合、
放射線治療装置などの据え付け中に誤って放射線被ばくがあった場合、

3. 放射線診療における一般的な注意事項

職員は命を扱う職業人であることを自覚し、常に安全を考えて診療行為を行うこと。放射線診療に際して次のことに注意しなければならない。

3.1 患者さんの取り違え検査防止への対応

患者さんの氏名はフルネームで確認すること。
入室後に患者さんの氏名を再確認すること。
a. 耳が不自由な患者さんには自分の名前を呼称させること。
b. 必要に応じて生年月日も確認すること。
照射録を十分に確認すること。
確認のうえ、内容が不明な場合には、依頼医に問い合わせること。

3.2 検査時の患者さんへの対応および接遇

患者さんの立場になって対応すること。特に、言葉遣い、服装、態度などに注意し、患者さんとの適切なコミュニケーションを図り、笑顔で対応すること。

3.3 放射線被ばくへの対応

医療法などの関係法令を遵守し、放射線検査時において無用な放射線被ばく防止に努めること。
特に、妊婦や小児に対する撮影に際しては、細心の注意を行い、適切な照射野絞り、鉛板などによって必要な放射線防護を行うこと。
妊娠可能な妊婦については、医師による問診のほか、検査前に妊娠の有無の確認を行い、必要に応じて依頼医に連絡を行うなど適切な対応をとること。

3.4 造影剤使用による副作用への対応

検査に際して、患者さんの一般状態など細心の観察を行い、必要に応じて適切な処置を行うこと。
重篤な副作用が生じた場合には、医師に迅速な連絡をとり、適切な対応を行うこと。